

岡山県分娩取扱施設支援事業費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 岡山県分娩取扱施設支援事業費補助金（以下「補助金」という。）については、分娩数が減少している分娩取扱施設に対して、一定規模の分娩取扱を継続するための支援を行い、出生数の減少が進行するなかでも地域で安心してこどもを生み育てることのできる周産期医療体制の確保を図ることを目的として、予算の範囲内において交付するものであり、その交付に関しては、令和8年度（令和7年度からの繰越分）産科・小児科医療機関等支援事業の実施について（令和8年1月30日付医政発0130第1号厚生労働省医政局長通知）別紙「産科・小児科医療機関等支援事業実施要綱」、令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療施設等持続化支援事業費の国庫補助について（令和8年4月1日付厚生労働省発医政0401第3号厚生労働事務次官通知）別紙「令和8年度（令和7年度からの繰越分）医療施設等持続化支援事業費補助金交付要綱」及び岡山県補助金等交付規則（昭和41年岡山県規則第56号。以下「規則」という。）に規定するもののほか、この要綱の定めるところによる。

(補助事業者)

第2条 本事業は、アからエの要件を全て満たす分娩取扱施設の運営に係る経費の一部を補助対象とする。

ア 令和7年4月1日から同年9月30日までの分娩取扱件数が25件以上であること。

イ 交付申請日時点において、分娩取扱を継続していること。

ウ 令和6年度における分娩取扱件数が、令和5年度における分娩取扱件数を5%以上下回っていること。

エ 令和7年度に次の補助金の交付を受けていないこと。

(ア) 平成21年4月1日医政発0401007号厚生労働省医政局長通知「産科医療確保事業の実施について」の別添「産科医療確保事業等実施要綱」に基づき実施する産科医療機関確保事業のうち、医療施設運営費等補助金で交付されるもの

(イ) 平成21年3月30日医政発第0330011号厚生労働省医政局長通知「周産期医療対策事業等の実施について」の別添「周産期医療対策事業等実施要綱」に基づき実施する周産期母子医療センター運営事業

(ウ) 「岡山県地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）費補助金交付要綱」に基づき実施する地域連携周産期支援事業（分娩取扱施設）及び「岡山県地域連携周産期支援事業（産科施設）費補助金交付要綱」に基づき実施する地域連携周産期支援事業（産科施設）

(補助金の額)

第3条 この補助金の額は次のとおりとする。ただし、1,000円未満の端数があるときは、これを切り捨てるものとする。

(1) 次の表の第1欄に定める基準額と第2欄に定める対象経費の実支出額とを施設ごと

に比較して、少ない方の額を選定する。

1 基準額	2 対象経費	3 補助率
1 施設当たり 1,160千円×分娩取扱件数減少率（％）	次に掲げる令和7年度の必要経費に分娩取扱件数減少率（％）／100を乗じた額 職員基本給 職員諸手当 諸謝金 社会保険料 （ただし、医師・看護師・助産師に係る経費を対象とする。）	2分の1

（注）分娩取扱件数減少率（％）は、（令和5年度の分娩取扱件数－令和6年度の分娩取扱件数）／令和5年度の分娩取扱件数×100（小数点以下は切り捨て、15％を上限とする。）

（2）（1）により選定された額と、総事業費から寄付金その他の収入額を控除した額とを比較して少ない方の額に（1）の表の第3欄に掲げる補助率を乗じて得た額を交付額とする。

（交付の条件）

第4条 この補助金の交付決定には、次の条件が付されるものとする。

- （1）事業の内容の変更（軽微な変更を除く。）をする場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- （2）事業を中止し、又は廃止する場合には、速やかに知事の承認を受けなければならない。
- （3）事業に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を備え、当該収入及び支出について証拠書類を整理し、かつ、当該帳簿等及び証拠書類を補助金の額の確定の日（事業の中止又は廃止の承認を受けた場合には、その承認を受けた日）の属する年度の終了後5年間保管しておかなければならない。
- （4）事業完了後に、消費税及び地方消費税の申告により補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合（仕入控除税額が0円の場合を含む。）には、消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額報告書（様式第9号）により速やかに、遅くとも事業完了日の属する年度の翌々年度5月末までに、知事に報告しなければならない。また、補助事業者が全国的に事業を展開する組織の支部（又は一支社、一支所等）であって、自ら消費税及び地方消費税の申告を行わず、本部（又は本社、本所等）で消費税及び地方消費税の申告を行っている場合は、本部の課税売上割合等の申告内容に基づき報告を行うこと。なお、補助金に係る仕入控除税額があることが確定

した場合には、当該仕入控除税額を県に返還しなければならない。

(5) この補助金の交付を受けた医療施設等は、厚生労働省又は知事が行う、この補助金に関する調査等への協力の求めがあった場合に応じなければならない。

(交付申請)

第5条 この補助金の交付の申請は、補助金交付申請書（様式第1号）を知事に提出して行うものとする。

2 次の各号のいずれかに該当する者は、前項の申請をすることができない。

(1) 暴力団員等（岡山県暴力団排除条例（平成22年岡山県条例第57号）第2条第3号に規定する暴力団員等をいう。以下同じ。）に該当する者

(2) 暴力団（岡山県暴力団排除条例第2条第1号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）又は暴力団員等の統制下にある者

(3) 暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるべき関係を有している者

(交付決定の通知)

第6条 規則第7条に基づく補助金の交付の決定の通知は、補助金交付決定通知書（様式第2号）により行うものとする。

(変更承認申請)

第7条 規則第10条に基づく交付申請の内容等の変更の承認申請は、補助金変更承認申請書（様式第3号）を知事に提出するものとする。

(実績報告)

第8条 補助事業者は当該年度の事業が完了したときは、令和8年12月25日までに、事業実績報告書（様式第4号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の額の確定)

第9条 規則第14条に基づく補助金の額の確定の通知は、補助金額確定通知書（様式第5号）により行うものとする。

(補助金の支払)

第10条 知事は、前条の規定による補助金の確定後、補助金を支払うものとする。

2 前項の規定により補助金の支払を受けようとするときは、補助金請求書（様式第6号）を知事に提出しなければならない。

(補助金の概算払)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付決定に係る補助金等の全部又は一部を概算払により交付することができる。

2 前項の規定により補助金の概算払を受けようとするときは、概算払請求書（様式第7号）を知事に提出しなければならない。

(交付決定の取消)

第12条 知事は、補助事業者が法令、条例、規則又はこの要綱に定める事項に違反したときは、交付決定を取り消すことができるものとする。

2 知事は、前項の規定により交付決定を取り消したときは、補助金交付決定取消通知書(様式第8号)により、補助事業者に通知するものとする。

(補助金の返還)

第13条 知事は、交付すべき補助金の額を確定した場合において、既にその額を超える補助金が交付されているときは、期限を定めて、その超える部分について県に返還させるものとする。

(現地調査等)

第14条 知事は、必要に応じて現地調査等を行うことができるものとする。

(その他)

第15条 この要綱に定めるもののほか、この補助金の交付に関して必要な事項は知事が別に定めるところによる。

附 則

この要綱は、令和8年6月8日から施行し、令和8年度分の補助事業について適用する。